

根拠法令	貿易関係貿易外取引等に関する省令
主務官庁	経 済 産 業 省

フレキシブルディスク提出票

経済産業大臣 殿

申請年月日 _____

申請者記名
押印又は署名 _____

住所・居所
又は所在地 _____

担当者 _____

電話番号 _____

{
△外国為替及び外国貿易法第 条第 項
△外国為替及び外国貿易法第 条の 第 項
△貿易関係貿易外取引等に関する省令第 条第 項
}

の規定による申請に際し、提出すべき書類に記載すべきことと

されている事項を記録したフレキシブルディスクを、以下のとおり提出します。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。

1. フレキシブルディスク
に記録された事項 _____

2. フレキシブルディスク
と併せて提出される書類 _____

注 意

- △印のうち不必要なものは抹消し、法令の条項については当該申請の適用条項を記載すること。
- 「フレキシブルディスクに記録された事項」の欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
- 「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該申請の際に本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
- 用紙の大きさはA列4版とすること。
- 記名押印をする者は、法人の場合には当該法人の代表権を有する者とすること。